

# 事務事業名 乳・子宮がん検診事業

政策:04 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり

施策:03 健康づくりの推進

部名:保健福祉部

基本事業:02 健診の受診率向上と生活習慣の改善

課名:健康支援課

計画年度	年度 ~ 年度	事業区分	継続	会計区分	普通会計	
1 対象（誰、何に対して事業を行うのか）		2 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
子宮がん検診 20歳以上の女性市民 乳がん検診 30歳以上の女性市民		1. 集団検診 周知方法：広報・ホームページ掲載・保健事業案内等 申込方法：がん検診申込書又はFAXにより受ける。 通知：検診2週間前に受診票を送付する。 検診日：6月上旬に実施する。 会場：各保健センター 検査方法：子宮がん検診（頸部がん・必要者体部がん） 乳がん検診（マンモグラフィーまたは超音波） 検診料金：乳がん1,200円子宮がん800円（75歳以上無料） 2. 精密検査補助事業 要精密検と判定された市民に対し、検査費用の2/3を市が負担し、市民が安心して受診できるよう支援する。				
3 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）						
自らの健康に関心を持ち、乳及び子宮がん等を早期発見・早期治療することにより健康市民を増やす。						
4 活動指標・成果指標・事業費の推移						
区分	指標名称	単位	20年度実績	21年度実績	22年度当初	25年度目標値
活動指標	子宮・乳がん検診車延稼働台数	台	28	32	34	41
活動指標	要精密検査者への支援件数	人	153	180	220	240
成果指標	20歳以上の子宮がん検診受診者数	人	2,054	2,556	2,700	3,100
成果指標	30歳以上の乳がん検診受診者数	人	2,418	3,015	3,280	3,600
事業費		千円	18,041	24,195	25,072	
		うち一般財源	千円	13,923	14,791	21,712
5 目的妥当性						
法定受託事業である（根拠法令） 妥当である 妥当性が低い		1. 健康増進法（平成14年法律第103号）19条の2：がん検診 2. がん対策基本法（平成18年法律第98号）：がん検診 3. 平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」同通知「健康診査管理指導等事業実施のための指針」による				
6 上位の基本事業への貢献度						
貢献度大きい（理由） 貢献度ふつう（理由） 貢献度小さい（理由） 基礎的事務事業		乳がん及び子宮がんの早期発見・早期治療につながり、がん以外の疾患も発見され、このことは社会的損失を少なくすると共に健康市民を増やすことができる。				
7 対象や意図の妥当性、費用対効果の検討						
対象や意図を見直し、費用対効果を上げることができる 対象や意図の見直しはできない その他		国の指針としては、子宮ガンは20歳以上、乳がんは40歳以上と定められている。当市は、乳ガン検診の対象者を30歳以上と拡大している。20代から60代までの働き盛りの年代の受診者を増やすことが、社会的貢献度を増すことに繋がる。				
8 有効性（成果状況）						
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない		年々、受診者が増加しており、早期発見・早期治療に寄与している。				
9 有効性（成果向上余地）						
成果向上余地・大 成果向上余地・中 成果向上余地・小・無し						
10 事業の再編成						
類似の事業があり、再編成できる 類似の事業はあるが、再編成できない 類似の事業はない		集団検診と個別検診という体制で乳がん、子宮がん検診を実施している事業は他にない。				
11 効率性（コスト削減の方法）						
ある ない		負担金を県内市町村で比較しても高額に設定しているため、現状維持が適当である。【乳がん検診】500円以下（36か所）・501円以上（19か所内山武市含）【子宮がん検診】500円以下（39か所）501円以上（16か所中山武市含）				